

川崎市統計調査協力員の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における各種統計調査を円滑に実施するため、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を川崎市統計調査協力員（以下「協力員」という。）として登録することに関して必要な事項を定める。

(職務)

第2条 協力員は、市長の任命又は市長の推薦により、関係大臣又は神奈川県知事の任命を受けて、川崎市又は国若しくは神奈川県が実施する統計調査（以下「統計調査」という。）に統計調査員として従事する。

(登録基準数)

第3条 登録する協力員の数は経済センサス-活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数に見合う数とする。

(登録要件)

第4条 協力員として登録することができる者は、次の各号に該当するものとする。ただし、第2号に掲げる要件については、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 統計調査について理解と熱意を有する者
- (2) 年齢20歳以上の者
- (3) 川崎市内での調査活動が可能な者

(登録)

第5条 協力員となる意思を有する者は、川崎市統計調査協力員登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出する。

- 2 市長は、前項の申請書等を受理したときは、これを審査し、協力員として適格と認めた場合、川崎市統計調査協力員カード（第3号様式。以下「協力員カード」という。）に記載し、協力員として登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、川崎市統計調査協力員登録通知書（第2号様式）により登録したことを本人に通知する。
- 4 協力員は、申請書等に記載された事項に変更があった場合は、川崎市統計調査協力員届出事項変更届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(登録期間及び更新)

第6条 協力員の登録期間は1年とする。ただし、登録期間満了前に辞退の申し出がない場合は、自動的に更新する。

(登録の取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、協力員としての登録を取消することができる。

- (1) 協力員から、川崎市統計調査協力員辞退届（第5号様式。以下「辞退届」という。）によ

り登録取消の申出があったとき。

(2) 協力員が転出や病気、その他の理由により統計調査に従事することができなくなったとき。

(3) 前各号の他、協力員として登録することを不相当と認めたとき。

2 区長は、協力員が前項第2号又は第3号に該当するときは、川崎市統計調査協力員登録抹消届(第6号様式。以下「抹消届」という。)を市長に提出する。

3 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、川崎市統計調査協力員登録取消通知書(第7号様式。以下「取消通知書」という。)を本人に通知する。ただし、転出等により本人に連絡を取ることができない場合は、取消通知書の送付を省略することができる。

(情報の管理及び保護)

第8条 協力員カードの情報は、市長が管理し、総務企画局長及び区長が共有する。

2 協力員カードの情報は、統計調査員として推薦するほか、統計調査に関する表彰及び研修の事務に関する以外の目的で利用してはならない。

3 国、都道府県及び市町村の統計担当課以外が実施する統計調査に関して、当該機関の長から統計調査の内容、期間、調査区域等を明らかにして照会があったときは、意向確認により同意した者について情報提供することができる。

(研修会等)

第9条 市長は、協力員の資質向上に寄与することを目的に、研修会を開催する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則 (平成21年3月3日 20川企統第842号)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 川崎市統計調査協力員要綱(昭和62年8月5日川総統第217号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

3 この要綱の施行日において、旧要綱により登録された協力員は、新要綱の協力員とみなす。

附 則 (平成27年3月27日 26川企統第1187号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 27川企統第1251号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日 30川総統第1109号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月22日 31川総統第118号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日 4川総統第892号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。